

## ふるさと納税見直しへ！



テレビやインターネット等で取り上げられていたので、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、平成31年度税制改正で、ついにふるさと納税が見直しとなるようです。

総務省は返礼割合を3割以下にするように通知を出していますが、3割超の返礼品を送付する団体が多いため、平成30年9月に「ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果」で、返礼割合3割超の団体名と見直す予定の有無を公表しました。

調査年月日	返礼割合 3 割超の返礼品を送付している団体数	地場産品以外の返礼品を送付している団体数
平成 30 年 9 月 1 日	246 団体 (全体の 13.8%)	190 団体 (全体の 10.6%)
平成 30 年 11 月 1 日	25 団体 (全体の 1.4%)	73 団体 (全体の 4.1%)
平成 30 年 12 月 27 日	<b>52 団体</b> (全体の 2.9%)	<b>100 団体</b> (全体の 5.5%)

11月の調査では返礼割合3割超の団体は25団体へと大幅に減少しましたが、12月27日に発表された調査結果では、年末の駆け込み需要に向け、地方団体自らが経費負担を行い、期間限定で追加的なポイントを付与することにより、実質的に返礼割合が3割を超えることが判明した団体が52団体と急増しました。寄附金の一部がアマゾンギフト券で還元されるというキャンペーンをご覧になった方もいるのではないのでしょうか。

また、地場産品以外の返礼品を送付している団体数も9月の190団体から11月は73団体と減少していましたが、年末の調査では100団体へと増えていました。

### では、平成31年度税制改正でどのように変わのでしょうか？

平成31年6月1日以降に行う寄附金については、①寄附金の募集を適正に実施していると総務大臣から指定を受けた都道府県で、②返礼品の返礼割合を3割以下とすること、③返礼品を地場産品とすることのすべてを満たす必要があるということです。

総務大臣から寄附金の募集を適正に実施していると指定を受けていることが必要と上記で述べましたが、基準に適合しなくなったと総務大臣が認める場合は、指定を取り消すことができることも大綱に書かれていました。一度指定を受けたから大丈夫ということではなく、指定を取り消される場合もあるようですので、こまめに総務省のHPを確認した方がよさそうですね。

今後は返礼品で選ぶのではなく、寄附する都道府県が総務大臣からの指定を受けているのかを確認した上で、ふるさと納税を行うことが大切になってきますね。総務省のHPに返戻割合3割超の団体と地場産品以外の返礼品を送付している団体名は公表されていますので、今後の参考にご覧になってみるのも良いかもしれません。

(文責 丸山 博子)